

2 自立支援訪問事業 サービスコード表 (令和8年6月1日～)

自立支援訪問事業

A3

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
					給付率	単位数	
A3 1001	自立支援訪問事業Ⅰ	イ 自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)	要支援1・2、事業対象者 (週1回程度)220単位	220	90%	220	
A3 1002					80%	220	
A3 1005					70%	220	
A3 1011	自立支援訪問事業Ⅱ	ロ 自立支援 訪問事業費 (Ⅱ)	要支援1・2、事業対象者 (週2回程度)220単位	220	90%	220	
A3 1012					80%	220	
A3 1015					70%	220	
A3 3001	自立支援訪問事業 高齢者虐待防止措置 未実施減算	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	高齢者虐待防止措置未実施減算	2 単位減算	-2	90%	-2
A3 3002					80%	-2	
A3 3003					70%	-2	
A3 3010	自立支援訪問事業 業務継続計画 未策定減算	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	業務継続計画未策定減算	2 単位減算	-2	90%	-2
A3 3011					80%	-2	
A3 3012					70%	-2	
A3 4001	自立支援訪問事業 同一建物減算1	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	22 単位減算	-22	90%	-22
A3 4002					80%	-22	
A3 4003					70%	-22	
A3 4004	自立支援訪問事業 同一建物減算2	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	事業所と同一の建物の利用者に50人以上にサービスを行う場合	33 単位減算	-33	90%	-33
A3 4005					80%	-33	
A3 4006					70%	-33	
A3 4007	自立支援訪問事業 同一建物減算3	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	26 単位減算	-26	90%	-26
A3 4008					80%	-26	
A3 4009					70%	-26	
A3 1020	自立支援訪問事業 初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	90%	200
A3 1021					80%	200	
A3 1022					70%	200	
A3 1101	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅰイ	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	59	90%	59
A3 1102					80%	59	
A3 1105					70%	59	
A3 1107	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅰロ	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	63	90%	63
A3 1108					80%	63	
A3 1109					70%	63	
A3 1201	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅱイ	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	55	90%	55
A3 1202					80%	55	
A3 1205					70%	55	
A3 1207	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅱロ	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	59	90%	59
A3 1208					80%	59	
A3 1209					70%	59	
A3 1301	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅲ	要支援1・2、事業対象者	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	46	90%	46
A3 1302					80%	46	
A3 1305					70%	46	
A3 1417	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅳ	要支援1・2、事業対象者	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	37	90%	37
A3 1418					80%	37	
A3 1419					70%	37	
A3 1501	自立支援訪問事業処遇 改善加算Ⅰイ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	54	90%	54
A3 1502					80%	54	
A3 1507					70%	54	
A3 1559	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅰロ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	57	90%	57
A3 1560					80%	57	
A3 1561					70%	57	
A3 1601	自立支援訪問事業処遇 改善加算Ⅱイ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	50	90%	50
A3 1602					80%	50	
A3 1603					70%	50	
A3 1604	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅱロ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	53	90%	53
A3 1605					80%	53	
A3 1606					70%	53	
A3 1701	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅲ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	41	90%	41
A3 1702					80%	41	
A3 1703					70%	41	
A3 1804	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅳ (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	34	90%	34
A3 1805					80%	34	
A3 1806					70%	34	

※注1

※ 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※注1 令和8年4月の変更点は、月が5回ある場合の利用回数制限の撤廃です。単位数・算定単位に変更はありません。

◎ 令和8年5月までのサービスコード表は「令和7年4月1日以降のサービスコード表」をご覧ください。